破産手続開始及び破産手続廃止

平成２２年（フ）第１２８号
山形県鶴岡市鼠ヶ関乙50番地の１
債務者　株式会社喜多八
代表者代表取締役　五十嵐友幸
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第９６号
山形県鶴岡市斎藤川原字間々下90番地５
債務者　鶴岡観光バス株式会社
代表者代表取締役　石橋　正寿
１　決定年月日時　平成22年12月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１２６号
岩手県一関市東山町長坂字久保173番地５
債務者　菅原　貴裕
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第１２９号
岩手県一関市萩荘字高梨南方79番地
債務者　起田　哲治
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第１６０号
岡山県津山市大谷369番地
債務者　井上　龍治
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月17日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第１６８号
岡山県津山市津山口229番地１
債務者　小倉　富子
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月17日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第１７４号
岡山県美作市朽木103番地１
債務者　古川　梨奈（旧姓中島）
１　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月17日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第２９１４号
横浜市神奈川区子安通２丁目270番地１　ドメイン新子安702号
債務者　川口　敏之
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４５４号
横浜市泉区和泉町4792番地12
債務者　大森　和子
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５３３号
横浜市金沢区能見台６丁目35番地５―102号
債務者　岩嵜　美佳（旧姓藤本）
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５３８号
横浜市中区本牧町２丁目284番地　光明荘104号室
債務者　幸田　弘孝
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５４４号
神奈川県綾瀬市落合北４丁目17番13号
債務者　尾島　吉朗
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６２５号
横浜市磯子区洋光台５丁目５番７―201号
債務者　鈴木　栄子
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６３２号
横浜市栄区笠間３丁目41番７号　タカラハイツ102号
債務者　小林　里沙
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５２８号
神奈川県座間市相模が丘３丁目30番３号　グレースマンション107号
債務者　武田吉太郎
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月15日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７０８号
相模原市中央区相生１丁目２番７号　ＭＧ・ＥＩＮマンション202
債務者　野田　朋彦
１　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月15日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部